

静岡県告示第313号

テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第775号の2）の一部を次のように改正する。

令和6年4月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p data-bbox="272 568 756 647"><u>テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="189 665 325 696">第1 趣旨</p> <p data-bbox="221 712 759 1028">知事は、テレワークに係る環境の整備を推進し、住生活の向上の促進を図るため、<u>テレワーク対応リフォーム等事業</u>を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="193 1095 330 1126">第2 定義</p> <p data-bbox="225 1142 339 1173">(1) (略)</p> <p data-bbox="225 1189 759 1317">(2) この要綱において「<u>テレワーク対応リフォーム等事業</u>」とは、別表事業区分の欄に掲げる事業をいう。</p> <p data-bbox="225 1332 339 1364">(3) (略)</p> <p data-bbox="225 1715 392 1747">(4)・(5) (略)</p> <p data-bbox="225 1762 759 1982">(6) この要綱において「エネルギー消費性能」とは、建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギー</p>	<p data-bbox="888 568 1372 647"><u>こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="801 665 936 696">第1 趣旨</p> <p data-bbox="833 712 1370 1077">知事は、テレワークに係る環境の整備を推進し、住生活の向上の促進を図るため、<u>こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業</u>を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="804 1095 941 1126">第2 定義</p> <p data-bbox="836 1142 951 1173">(1) (略)</p> <p data-bbox="836 1189 1372 1317">(2) この要綱において「<u>こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業</u>」とは、別表事業区分の欄に掲げる事業をいう。</p> <p data-bbox="836 1332 951 1364">(3) (略)</p> <p data-bbox="836 1379 1372 1507">(4) この要綱において「<u>子育て世帯</u>」とは、<u>補助金の申請の日の属する年度の4月1日</u>において18歳未満の子がいる世帯をいう。</p> <p data-bbox="836 1523 1372 1697">(5) この要綱において「<u>若者夫婦世帯</u>」とは、<u>補助金の申請の日の属する年度の4月1日</u>において夫婦のいずれかが39歳以下である者がいる世帯をいう。</p> <p data-bbox="836 1715 1003 1747">(6)・(7) (略)</p> <p data-bbox="836 1762 1372 1982">(8) この要綱において「エネルギー消費性能」とは、建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）</p>

ギーをいい、当該住宅において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

別表

補助の対象			補助率（額）
事業区分	事業の内容	経費	
テレビ ーク対 応リフ ォーム 事業	県内に所在する住宅（過去に知事が別に定める補助金の交付を受けたことがないものに限	(略)	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた

第2条第1項に規定するエネルギーをいい、当該住宅において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

別表

補助の対象			補助率（額）
事業区分	事業の内容	経費	
こども みらい テレビ ーク対 応リフ ォーム 事業	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する者であつて、県内に所在する住宅（過去に知事	(略)	1戸当たり左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを

	<p>る。以下同じ。)の所有者又は賃借人(いずれも過去に知事が別に定める補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以下同じ。)が、テレワークに係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為(以下「補助対象工事」という。)をさせる事業</p>	<p>額)以内とし、<u>1戸当たり35万円を限度とする。</u></p> <p><u>ただし、知事が別に定める木材を仕上材料として使用する場合(使用された当該木材の面積が10平方メートル未満の場合を除く。)にあっては、1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と35万円とを比較して少ない方の額に、使用された当該木材の面積(1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積)に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額以内とする。</u></p>	<p>が別に定める補助金の交付を受けたことがないものに限る。以下同じ。)の所有者又は賃借人(いずれも過去に知事が別に定める補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以下同じ。)であるものが、テレワークに係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為(以下「補助対象工事」という。)をさせる事業</p>	<p><u>切り捨てた額)と10万円とを比較して少ない方の額以内</u></p>
<p><u>新たなライフスタイル対応リフォーム事業</u></p>	<p>県内に所在する住宅(テレワーク対応リフォーム事業に係る補助金の交付の決定を受ける見込みであるものに限る。)の所有者又は賃</p>	<p><u>積)に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額以内とする。</u></p>	<p><u>子育てライフ対応リフォーム事業</u></p> <p><u>子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する者であつて、県内に所在する住宅(こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業に係る</u></p>	<p><u>1戸当たり左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と15万円とを比較して少ない方の額以</u></p>

	<p>借人が、住生活の向上を目的として、建設企業に補助対象工事（当該住宅のエネルギー消費性能の向上を図るための工事（当該住宅に設置された建築設備等のエネルギー消費性能の向上を図るためのものを除く。）その他知事が別に定めるものに限る。）をさせる事業</p>				<p>補助金の交付の決定を受ける見込みであるものに限る。）の所有者又は賃借人であるものが、住生活の向上を目的として、建設企業に補助対象工事（当該住宅のエネルギー消費性能の向上を図るための工事（当該住宅に設置された建築設備等のエネルギー消費性能の向上を図るためのものを除く。）その他知事が別に定めるものに限る。）をさせる事業</p>		<p>内</p>
--	---	--	--	--	---	--	----------

備考 知事が別に定める木材を仕上材料として使用する場合（使用された当該木材の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）の補助率（額）は、この表により算出した額に、使用された当該木材の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額以内とする。

テレワーク対応リフォーム等事業費
補助金交付申請書

(略)

年度においてテレワーク対応リフォーム等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第3号 (略)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

(略)

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の
予算額を上段に括弧書きし、変更後の
予算額を下段に記入すること。

様式第4号 (略)

テレワーク対応リフォーム等事業計
画変更承認申請書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたテレワーク対応リフォーム等事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第5号 (略)

実績報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたテレワーク対応リフォーム等事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第6号 (略)

請求書

(略)

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたテレワーク対応

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付申請書

(略)

年度においてこどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第3号 (略)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

(略)

様式第4号 (略)

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業計画変更承認申請書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたこどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第5号 (略)

実績報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたこどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第6号 (略)

請求書

(略)

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたこどもみらいテ

リフォーム等事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

様式第7号 (略)

消費税仕入控除税額等報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたテレワーク対応リフォーム等事業事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

(略)

テレワーク対応リフォーム等事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

様式第7号 (略)

消費税仕入控除税額等報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたこどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。